

樫原市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、樫原市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務局)

第2条 センターの事務局は、こども広場（樫原市内膳町1丁目6番8号）内に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、市に登録された育児の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）と、育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）を会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、既存の子育ての制度又はサービスでは対応できない保育ニーズに応え、市民が安心して子どもを産み育てることができる環境の実現を図ることを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 依頼会員及び援助会員の募集及び登録に関すること。
- (2) 会員の援助活動の調整に関すること。
- (3) 援助活動に係る講習及び指導に関すること。
- (4) 援助活動の広報に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

2 センターは、子育ての援助を目的とし、(1)～(6)に掲げる事業のほか、国、地方公共団体等が開催する講習会、講演会等において国または地方公共団体等が指定する場所で託児を行うことができる。

(アドバイザー等)

第5条 前項に掲げる事業の調整を図るため、センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーを補助するため、必要に応じてサブリーダーを置くことができる。
- 3 アドバイザー及びサブリーダーは、市の職員をもって充てる。

(会員の要件等)

第6条 会員は、市内に居住していなければならない。

- 2 援助会員は、心身ともに健康な年齢20歳以上の者であって、市が実施する講習会を修了し、積極的に援助活動を行うことができる者とする。
ただし、奈良県その他の機関において同等の講習会等を修了したと認められる者については、市が行う講習会の受講を免除することができる。
- 3 依頼会員は、原則として、1歳から中学校就学前までの者（以下「対象児童」という。）の保護者であって、育児の援助を必要とする者とする。
- 4 援助会員及び依頼会員は、これを兼ねることができる。

(会員の登録等)

第7条 会員の登録を希望する者は、ファミリー・サポート・センター会員入会申込書兼登録書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、承認を行ったときは、その者を会員としてセンターに登録する。
- 3 会員として登録した者には、橿原市ファミリー・サポート・センター会員証（以下「会員証」という。）を交付する。

(援助活動の内容)

第8条 援助会員が行う援助活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 依頼会員が登録した対象児童の一時預かり
 - (2) 依頼会員が登録した対象児童の保育所、幼稚園、小学校等（以下「保育施設等」という。）の送迎
- 2 対象児童の一時預かりは、原則として、援助会員の居宅で行うものとする。
ただし、特別な事情があり、かつ、援助会員及び依頼会員の双方の合意がある場合は、この限りではない。
 - 3 対象児童の一時預かりは、宿泊を伴ってはならない。

(援助活動の時間)

第9条 援助活動を行う時間（以下「サポート時間」という。）は、午前7時から午後8時までの間において、必要と認められる時間とする。ただし、特別な事情があり、かつ、援助会員及び依頼会員の双方の合意がある場合は、午前7時前又は午後8時後の必要と認められる時間をサポート時間とすることができる。

(援助活動の実施等)

- 第10条 依頼会員が援助活動を必要とする場合は、事前にセンターに対し、援助活動の申込みを行うものとする。
- 2 事前に申込みを受けたセンターは、援助活動の内容、対象児童の年齢、援助活動の日時、場所等を確認し、援助会員との調整を行うものとする。
 - 3 援助会員及び依頼会員は、援助活動の内容について、アドバイザーを介して十分に事前打ち合わせを行わなければならない。

(報酬等)

- 第11条 援助活動を受けた依頼会員は、別表に規定する報酬を援助会員に支払わなければならない。
- 2 援助活動に要する交通費（公共交通機関（タクシーを含む。）の利用に係るものに限る。）、食費等の実費は、依頼会員の負担とする。
 - 3 援助会員は、報酬等の支払を受けたときは、援助活動報告書兼領収書（依頼会員用）、援助活動報告書兼領収書（控）（援助会員用）及び援助活動報告書（センター用）に援助活動の内容を記録した上で当該援助活動に係る依頼会員の確認を受け、それぞれ依頼会員に交付し、自ら保管し、及び市長に提出しなければならない。
 - 4 依頼会員は、援助活動の申込み後に取り消したときは、別表に規定する取消料を援助会員に支払わなければならない。

(会員の遵守事項)

- 第12条 会員は、援助活動により知り得た他人の秘密を漏らしてはならない。退会後も同様とする。
- 2 会員は、援助活動を行うときは、会員証を携帯しなければならない。この場合において、依頼会員、保育施設等の職員その他関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(事故等の対応)

- 第13条 会員は、援助活動によって生じた事故による損害の賠償等に備えるため、保険に加入するものとする。保険料については、予算の定めるところにより市が負担する。
- 2 援助活動中に生じた事故等による損害については、当事者である会員間において解決しなければならない。

(退会)

第14条 会員は、センターを退会しようとするときは、橿原市ファミリー・サポート・センター会員退会届を市長に届け出なければならない。

2 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 退会の届出があったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 市外へ転出したとき。

(4) この会則の規定に違反したとき。

(5) センターの事業目的に反する行為を行ったとき。

(6) その他、会員としてふさわしくない言動又は行為があったとき。

3 登録を取り消された会員は、直ちに会員証をセンターに返還しなければならない。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成20年5月1日から実施する。

この会則は、平成23年5月1日に一部改正し実施する。

この会則は、平成31年4月1日に一部改正し実施する。

別表

区 分		報 酬 額 (対象児童1人につき)
平日	午前8時～午後6時	1時間当たり 600円
	上記以外の時間	1時間当たり 700円
休日	終日	1時間当たり 800円

備考

- 1 平日とは休日以外をいい、休日とは檀原市の休日を定める条例に定める休日をいう。土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
- 2 サポート時間には、援助会員の自宅から、依頼会員の自宅、保育施設等その他の送迎先又は一時預かりを行う場所までの往復に援助会員が要した時間を含むものとする。
- 3 報酬額は、サポート時間が1時間以内の場合は1時間、1時間を超えた場合は30分までは半額、30分を超え1時間までは1時間として算出する。
- 4 1人の依頼会員が複数の対象児童（小学生に限る。）を預ける場合は、2人目以降半額とする。
- 5 依頼会員が軽度の病気、けが等の対象児童を預ける場合は、休日の区分の報酬額を適用する。
- 6 取消料については、次のとおりとする。
 - (1) 前日までの取消し 無料
 - (2) 当日の取消し 報酬額の半額
 - (3) 無断取消し 報酬額の全額